

幼稚園教諭免許法認定講習を受講される皆様へ

上進にあたっての注意事項

令和元年 7月 3日

大阪総合保育大学

本講習のみで幼稚園教諭免許を 2 種免許状から 1 種免許状を取得する場合、教科に関する科目を 1 単位の修得が必須になります。(教育職員免許法別表第 3)

よって、本講習においては幼児と言葉 (H31 認定講習)が該当しますので、本科目を除く 10 単位を修得しても上進することはできませんので、ご注意ください。

幼稚園教諭免許状 教育職員免許法第 5 条別表 1 に基づく開講科目一覧

免許法施行規則に定める科目区分等		本講習開講科目名	単位
科目・各科目に含める必要事項			
教職に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	健康領域指導法Ⅱ（H31 認定講習）	2
教職に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	人間関係領域指導法Ⅱ（H31 認定講習）	2
教職に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	環境領域指導法Ⅱ（H31 認定講習）	2
教科に関する科目	言葉	幼児と言葉（H31 認定講習）	2
大学が独自に設定する科目	大学が独自に設定する科目	保育者論（H31 認定講習）	2
教職に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	表現領域指導法Ⅱ（H31 認定講習）	2

教育職員免許状に関する規則（幼稚園教諭 一種免許状）

第四条 免許法別表第三の規定により教育職員検定を受けようとする者で、同表備考第七号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次の表の定めるところを基準とする。

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に含めて修得することを要する最低単位数		
		教科に関する科目	教職に関する科目	大学が独自に設定する科目
12	10	1	7	2